

写

28動薬第3375号
平成29年1月19日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿
一般社団法人 日本画像医療システム工業会会長 殿
一般社団法人 日本分析機器工業会会長 殿
一般社団法人 日本臨床検査薬協会会長 殿
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

動物用医療機器製造販売届出を行った品目の廃止の手続きについて

動物用医療機器製造販売届出を行った品目について製造販売を廃止したときの手続きを明確化するため、下記のとおりお示し致します。また、届出者の負担軽減と行政事務の簡素化を図るため、一括して品目を廃止することを可能としましたので、貴会会員への御周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 動物用医療機器製造販売届出を行った品目について製造販売を廃止した際は、動物用医療機器製造販売届出事項変更届出書（動物用医薬品等取締規則様式第二十二号）の変更した事項に当該品目の製造販売を廃止した旨を記載した上で、廃止後30日以内に農林水産省動物医薬品検査所に提出すること。
- 2 動物用医療機器製造販売届出事項変更届出書の記載は次のとおりとする。
 - ・変更した事項の欄に「品目の廃止」と記載すること。
 - ・変更理由の欄に品目を廃止する理由を記載すること。
 - ・参考事項の欄又は別紙の備考に当該品目の動物用医療機器製造販売届出年月日及び届出番号を記載すること。

なお、一括して品目の廃止をする場合は製造販売する品目の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に当該品目の販売名、類別、一般的名称、動物用医療機器製造販売届出年月日及び届出番号を一覧表等で示すこと。